

大橋川出張所便り

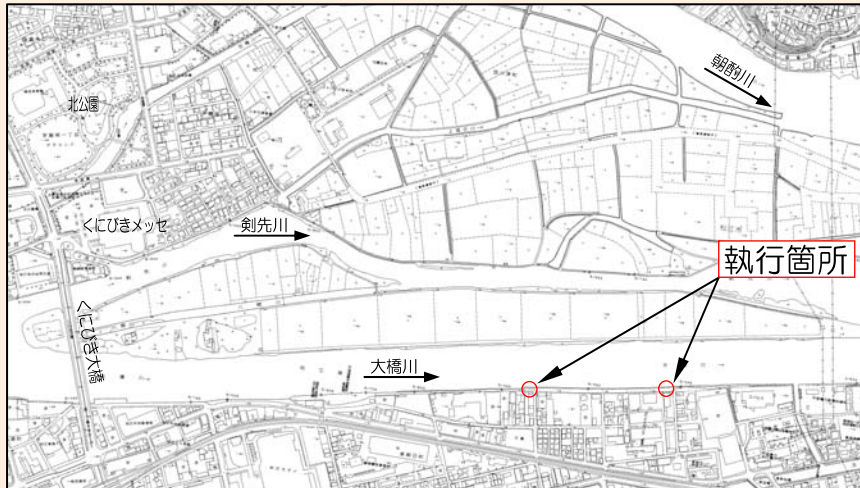
第26号

5月10日に「簡易代執行」をおこないました

簡易代執行とは

簡易代執行とは、河川区域内の違法放置物件が所有者不明の場合、河川管理者が法的な手続きを取った上で、自ら措置(撤去)することです。簡易代執行後に所有者が判明した場合は、撤去に要した費用を所有者に請求することになります。

今回の簡易代執行は、東朝日町の放置車両2台について行いました。平成19年頃より駐車されており、度重なる警告を行ってきましたが、対処されないため今回の執行となりました。



対象となる車(スバル サンバー)



対象となる車(スズキ エブリィ)



警告文



執行状況

～担当者からひとこと～

不法駐車は水防活動や消防活動などの妨げになるだけでなく、近隣住民には不快感を与え、迷惑となる場合もあります。適切な車両管理をお願いいたします。